

行政文書の不存在による不開示決定通知書

熊本県指令農技第2号

住所 熊本市北区植木町今藤 1140-1

氏名 くまもとのタネと食を守る会

代表 田尻 和子

令和7年（2025年）2月28日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書を保有していないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

令和7年（2025年）4月10日

熊本県知事 木村 敬

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	① ①の内容のうち平成30年度以前の文書 ③ 行政区内でコメ中カドミウム・ヒ素が基準値を上回ったデータ・対応状況 ④ 行政区内の輸出米割合・促進計画情報、カドミウム・ヒ素低減技術応用品種導入計画 ⑤ PFASによる汚染農地・農産物の実態情報 ⑥ 下水汚泥肥料原料使用リサイクル肥料製品のPFAS残留汚染検査
行政文書を保有していない理由	① 作成又は取得していないため ② 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由) ①：当該文書は、平成30年度に作成された5年保存の文書であるため、令和5年度以前に廃棄済みであって、現在は存在しない。 ③～⑥：当該文書は、本課で当該事業を実施していないため実施機関では作成又は取得しておらず、存在しない。
担当課等	農林水産部生産経営局農業技術課 植物防疫・農薬監視班 (電話番号 096-333-2381 (内線) 37363)
備考	

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号の2様式（第4条関係）

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

熊本県指令農技第2号

住 所 熊本県熊本市北区植木町今藤1140-1

氏 名 くまもとのタネと食を守る会

代表 田尻 和子

令和7年（2025年）2月28日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

令和7年（2025年）4月10日

熊本県知事 木村 敬



行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	②コシヒカリ環1号」を祖先にもつ地域品種で貴県で開発された全品種系統、開発中系統情報と一般栽培に向けた実績・計画文書・記録
行政文書の存否を明らかにできない理由	条例第10条に該当（理 由） 文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することになるので、情報公開条例第10条に該当し、当該文書はあるともないとも答えられない。仮に存在するとしても、開示請求された行政文書の存否は研究中の知的財産権（品種や特許）に関する技術情報であって、開示した場合、その情報を基に県が育種しようとしている特性を持った品種を第三者に先に開発され、品種登録されてしまう可能性が高まり、本県における品種登録に向けた関連事務に支障を来す恐れがあるため、情報公開条例第7条第6号に該当し不開示とされる情報である。
担当課等	農林水産部生産経営局農業技術課 植物防疫・農薬監視班 (電話番号 096-333-2381 (内線) 37363)
備考	

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行政文書部分開示決定通知書

熊本県指令農技第2号

住 所 熊本市北区植木町今藤1140-1

氏 名 くまもとのタネと食を守る会

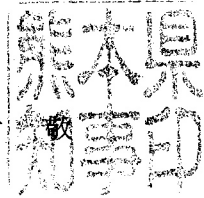
代表 田尻 和子

令和7年（2025年）2月28日で請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

令和7年4月10日

熊本県知事

木村 敬



行政文書の名称	①消費安全対策交付金（令和元年度、令和2年度） ⑦農薬安全対策総記（令和2年度）		
開示を実施する日時及び場所	日時	令和7年4月10日 午前・午後 時	
	場所		
開示の実施の方法	写しの送付		
開示の実施に要する費用の額	1	写しの作成に要する費用 190円 @10円×4面（白黒）	
	2	写しの送付に要する費用 郵便切手 140円分	
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	[開示しないこととした部分] 市町村名 [開示しないこととした根拠] 規定 熊本県情報公開条例第7条第3号ア 理由 農用地のカドミウム汚染の恐れがある地域を公にすることで、当該地域の農作物に対する風評被害による当該地域の農家の正当な利益を害するおそれがあるため。		
担当課等	農林水産部生産経営局農業技術課 植物防疫・農薬監視班 （電話番号 096-333-2381（内線）37363）		
備考			

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等に電話等で連絡してください。

2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 行政文書の開示によって得た情報は、熊本県情報公開条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。

4 写しの作成及び送付には、これらに準ずるものを含みます。